

### 新規就農者・青年就農者への支援制度をご活用ください!

市では、市内で農業経営を開始しようとする方や農業経営を開始して間もない農業者に対し、給付金等の交付事業を次のとおり行っています。詳しくは、市農政課までご相談ください。

制度名	(1) 新規就農者等支援費補助金 (市事業)	(2) 青年就農給付金 (国事業)
給付金等の額	月額3万円(36か月を限度)	1人あたり年間150万円(給付期間は最長5年間) 夫婦で農業経営を開始する場合は、夫婦合わせて225万円(*ただし、共同経営者である等の要件があります。)
対象者	市内に居住する18歳以上55歳未満の方で、農業で生計を維持するために農業経営を開始しようとする個人または法人の代表者で、次のいずれかに該当する方 ① 新規就農志向者：農業の生産技術などの取得のために6か月以上3年以内の期間で営農実習を受け、実習終了後に市内で農業経営を開始しようとする方 ② 新規就農者：市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする方 ③ 独立就農者：農業の経営主のもとで3年以上従事し、市内で独立して農業経営を開始しようとする方	次のすべての要件に該当する方 ・独立・自営就農時の年齢が、45歳未満で農業経営者となることに強い意欲があること。 ・経営開始計画(農業経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画)を作成すること。 ・「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること(見込みも可)。 ・前年度の総所得(農業経営開始後の所得に限る)が250万円未満であること。
要件等	・就農計画書を提出し、審査の結果、市から新規就農者等の認定を受けることが必要です。 ・補助対象となるのは、就農に必要な経費で、具体的には次のとおり。 研修費、就農の準備経費、農地や農業用施設・機械の取得費や賃借料、研修生活や就農生活費に係る経費(家賃、光熱水費、燃料費、消耗品、耐久消費財)など	・独立・自営就農とは、次の要件をすべて満たすことを指します。 ① 農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること。 ② 主要な農業機械・施設を給付対象者が所有または借りていること。 ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。 ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経常収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること。
その他	・就農後5年以上継続して農業経営を行うことが必要です。就農後5年以内に廃止した場合は、補助金を全額返還していただくこととなります。	・(1)新規就農者等支援費補助金(市事業)と重複して受けることはできません。 ・生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給はできません。

#### [就農等に関する相談窓口]

- 農業技術や経営指導について：湖北農業農村振興事務所 農産普及課 ☎65-6632
- 農業資材の斡旋、資金貸付等について：レーク伊吹農業協同組合 営農企画課 ☎52-6531
- 農地の売買・賃借について：市農業委員会 ☎58-2226
- 農業施策、人・農地プラン等について：市農政課 ☎58-2228